



発行 新潟県

第 28 号

平成24年4月10日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 535 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 536 土地改良区清算人の就任届（農地計画課）
- 537 土地改良区清算人の就任届（農地計画課）
- 538 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 539 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 540 道路の区域変更（道路管理課）
- 541 道路の供用開始（道路管理課）
- 542 道路の区域変更（道路管理課）
- 543 道路の区域変更（道路管理課）
- 544 道路の供用開始（道路管理課）
- 545 道路の区域変更（道路管理課）
- 546 道路の供用開始（道路管理課）
- 547 道路の区域変更（道路管理課）
- 548 道路の供用開始（道路管理課）
- 549 道路の区域変更（道路管理課）
- 550 道路の供用開始（道路管理課）
- 551 港湾施設の変更（港湾整備課）
- 552 新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正（出納局管理課）

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催（消防課）
- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催（消防課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）



◎新潟県告示第535号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区の定款の変更を平成24年3月29日認可した。

平成24年4月10日

新潟県柏崎地域振興局長

◎新潟県告示第536号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人 小木町土地改良区から次のとおり清算人が就任した旨の届出があった。

平成24年 4月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 就任

佐渡市小木町 1940-39	中川 忠夫
〃 小比叡 35	本間 悟
〃 小木木野浦 110-1	佐々木 敏
〃 小木大浦 295	金子 治久
〃 木流 5	菊地 貞次
〃 井坪 120	笠井 豊
〃 小木 119	鈴木 進一
〃 琴浦 236	石塚 勲
〃 宿根木 398	佐藤 正
〃 江積 30	石塚 秀一
〃 江積 20	佐藤 俊明

就任年月日 平成 24 年 3 月 27 日

◎新潟県告示第537号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人 赤泊村土地改良区から次のとおり清算人が就任した旨の届出があった。

平成24年 4月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 就任

佐渡市杉野浦 48	後藤 坤一
〃 徳和 910	菊池 謙輔
〃 徳和 913	菊池 順二
〃 下川茂 97	四月朔日 晴
〃 下川茂 1202	津恵 久
〃 下川茂 1040	佐々木 伸彦
〃 南新保 584-1	田部 守

就任年月日 平成 24 年 3 月 27 日

◎新潟県告示第538号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成24年 4月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
南条	柏崎市	区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業	平成24年 3月26日

◎新潟県告示第539号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成24年 4月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
中江北部第1	上越市	区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業	平成24年3月28日

◎新潟県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年4月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市岩崩字沼田1211番26から	新	15.2～36.0メートル	38.7メートル
同市岩崩字沼田1211番26まで	旧	15.2～24.2メートル	38.7メートル

◎新潟県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年4月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間
村上市岩崩字沼田1211番26から同市岩崩字沼田1211番26まで
- 3 供用開始の期日 平成24年4月10日

◎新潟県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年4月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟村松三川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市下条字堤外712番2から	新	6.5～11.2メートル	63.3メートル
同市船越字堤外5番1まで	旧	6.8～11.2メートル	63.3メートル

◎新潟県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年 4 月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新関橋田村松線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市千原字火渡 423 番 1 から	新	7.2～20.0メートル	365.5メートル
同市千原字城下1946番 1 まで	旧	6.7～20.0メートル	365.5メートル

◎新潟県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年 4 月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 新関橋田村松線
- 2 供用開始の区間
五泉市千原字火渡423番 1 から同市千原字城下1946番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成24年 4 月10日

◎新潟県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成24年 4 月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 459号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町日出谷字五十刈甲 7292 番 6 から	新	8.0～32.0メートル	586.3メートル
同郡同町日出谷字下日出谷甲7298番 1 まで	旧	5.6～32.0メートル	586.1メートル

◎新潟県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成24年4月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 459号
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町日出谷字五十刈甲7292番6から同郡同町日出谷字下日出谷甲7298番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年4月10日

◎新潟県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年4月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菖蒲棚岡線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大島区仁上字下村5725番1から	新	6.2～27.5メートル	107.9メートル
同市大島区仁上字道下5483番1まで	旧	6.2～23.5メートル	114.4メートル

◎新潟県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年4月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 菖蒲棚岡線
- 2 供用開始の区間
上越市大島区仁上下村5725番1から同市大島区仁上字道下5483番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年4月10日

◎新潟県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年4月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市吉井本郷字松ノ木424番3から	新	8.0～17.4メートル	113.2メートル

同市吉井本郷字松ノ木414番9まで	旧	8.0～17.4メートル	113.0メートル
-------------------	---	--------------	-----------

◎新潟県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年 4月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間
佐渡市吉井本郷字松ノ木424番3から同市吉井本郷字松ノ木414番9まで
- 3 供用開始の期日 平成24年 4月10日

◎新潟県告示第551号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり変更する。

平成24年 4月10日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

平成23年 4月 8日新潟県告示第606号指定分

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭（東） 4号野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目地内	面積22,050.47平方メートル 未舗装

を

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭（東） 4号野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目地内	面積26,345.47平方メートル 未舗装

に変更する。

◎新潟県告示第552号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、平成24年 4月 1日から実施した。

平成24年 4月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

第3号の表中

「	みずほ信託銀行	新潟 支店	新潟市
	中央三井信託銀行	新潟中央支店	〃
	住友信託銀行	新潟 支店	〃
」			

を

「	みずほ信託銀行	新潟 支店	新潟市
	三井住友信託銀行	新潟 支店	〃
	〃	新潟中央支店	〃
」			

に改める。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成24年 4 月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成 24 年 3 月 2 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人コスモス
- 3 代表者の氏名
山崎 美千子
- 4 主たる事務所の所在地
阿賀野市中央町2丁目17番15号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障がい者を対象として、個々の利用者のニーズに合わせ、地域社会でいきいきと生活することを旨として、さまざまな作業や活動を通しての支援を行い、さらに地域福祉の核として地域住民の福祉向上に貢献することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (3) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(事業) 第5条 (略) (1)・(2) (略) <u>(3) 日中一時支援事業</u> <u>(4) 相談支援事業</u> (5) (略) <u>(6) (略)</u>	(事業) 第5条 (略) (1)・(2) (略) (3) (略) <u>(4) (略)</u>

危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催について（公告）

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり開催する。

平成24年 4 月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 講習会の期日及び場所

開催地	会場名（所在地）	実施期日
佐渡市	アミューズメント佐渡 (佐渡市中原234-1)	平成 24 年 6 月 14 日
佐渡市	佐渡市会館・公民館小木多目的集会施設あゆす会館 (佐渡市小木町 1949-2)	平成 24 年 6 月 15 日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鏡西 1-11-2)	平成 24 年 6 月 19 日
糸魚川市	糸魚川建設会館 (糸魚川市南押上 3-3-36)	平成 24 年 6 月 21 日

長岡市	長岡新産管理センター (長岡市新産2-1-4)	平成24年6月22日
妙高市	妙高市文化ホール (妙高市上町9-2)	平成24年6月26日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成24年7月2日
新発田市	新発田市生涯学習センター (新発田市中央町5-8-47)	平成24年7月4日
長岡市	長岡新産管理センター (長岡市新産2-1-4)	平成24年7月6日
十日町市	十日町地域地場産業振興センター(クロス10) (十日町市本町6)	平成24年7月10日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成24年7月12日
上越市	上越市市民プラザ (上越市土橋1914-3)	平成24年8月7日
村上市	村上市民ふれあいセンター (村上市岩船3270)	平成24年8月27日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成24年8月30日
長岡市	長岡新産管理センター (長岡市新産2-1-4)	平成24年9月4日
南魚沼市	魚沼地域職業訓練センター (南魚沼市西泉田48-1)	平成24年9月6日
糸魚川市	糸魚川建設会館 (糸魚川市南押上3-3-36)	平成24年9月11日
三条市	三条・燕地域リサーチコア (三条市須頃1-17)	平成24年9月13日
上越市	上越市市民プラザ (上越市土橋1914-3)	平成24年9月18日
上越市	上越市市民プラザ (上越市土橋1914-3)	平成24年9月19日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成24年10月2日
柏崎市	ワークプラザ柏崎 (柏崎市田塚3-11-50)	平成24年10月4日
小千谷市	小千谷市総合福祉センター(サンラックおぢや) (小千谷市大字桜町5140)	平成24年10月23日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成24年11月6日
新発田市	新発田市生涯学習センター (新発田市中央町5-8-47)	平成24年11月8日
妙高市	妙高市文化ホール (妙高市上町9-2)	平成24年11月13日
三条市	三条・燕地域リサーチコア (三条市須頃1-17)	平成25年2月7日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成25年2月12日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成25年2月13日

長岡市	長岡新産管理センター (長岡市新産2-1-4)	平成25年2月14日
-----	----------------------------	------------

2 講習の対象者

危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者及び現に危険物の取扱作業に従事していないが、受講を希望する危険物取扱者とする。

3 講習時間等

受付時間 午前の講習の場合は、午前9時から午後の講習の場合は、午後1時から

講習時間 午前の講習の場合は、午前9時30分から午前12時30分まで午後の講習の場合は、午後1時30分から午後4時30分まで

4 受講申請受付期間

- (1) 講習期日が6月14日のときは、平成24年5月10日から24日まで
- (2) 講習期日が6月15日のときは、平成24年5月11日から25日まで
- (3) 講習期日が6月19日のときは、平成24年5月15日から29日まで
- (4) 講習期日が6月21日のときは、平成24年5月17日から31日まで
- (5) 講習期日が6月22日のときは、平成24年5月18日から6月1日まで
- (6) 講習期日が6月26日のときは、平成24年5月22日から6月5日まで
- (7) 講習期日が7月2日のときは、平成24年5月28日から6月11日まで
- (8) 講習期日が7月4日のときは、平成24年5月30日から6月13日まで
- (9) 講習期日が7月6日のときは、平成24年6月1日から15日まで
- (10) 講習期日が7月10日のときは、平成24年6月5日から19日まで
- (11) 講習期日が7月12日のときは、平成24年6月7日から21日まで
- (12) 講習期日が8月7日のときは、平成24年7月3日から17日まで
- (13) 講習期日が8月27日のときは、平成24年7月23日から8月6日まで
- (14) 講習期日が8月30日のときは、平成24年7月26日から8月9日まで
- (15) 講習期日が9月4日のときは、平成24年7月31日から8月16日まで
- (16) 講習期日が9月6日のときは、平成24年8月2日から16日まで
- (17) 講習期日が9月11日のときは、平成24年8月7日から21日まで
- (18) 講習期日が9月13日のときは、平成24年8月9日から23日まで
- (19) 講習期日が9月18日のときは、平成24年8月10日から29日まで
- (20) 講習期日が9月19日のときは、平成24年8月10日から29日まで
- (21) 講習期日が10月2日のときは、平成24年8月28日から9月11日まで
- (22) 講習期日が10月4日のときは、平成24年8月30日から9月13日まで
- (23) 講習期日が10月23日のときは、平成24年9月18日から10月2日まで
- (24) 講習期日が11月6日のときは、平成24年10月2日から16日まで
- (25) 講習期日が11月8日のときは、平成24年10月4日から18日まで
- (26) 講習期日が11月13日のときは、平成24年10月9日から23日まで
- (27) 講習期日が平成25年2月7日のときは、平成24年12月28日から平成25年1月17日まで
- (28) 講習期日が平成25年2月12日のときは、平成25年1月9日から23日まで
- (29) 講習期日が平成25年2月13日のときは、平成25年1月9日から23日まで
- (30) 講習期日が平成25年2月14日のときは、平成25年1月10日から24日まで

5 受講申込先

新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル内

郵便番号950-0965 電話番号025-285-3490

財団法人新潟県危険物安全協会

6 受講手数料

4,700円分の新潟県収入証紙で納入

7 その他

- (1) 受講当日、受講者は免状を持参し、受付時に提出すること。
- (2) 受講申請書は、財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会及び市町村消防本部(署)並びに新潟県防災局消防課に準備してある所定の用紙を使用すること。
- (3) この講習についての照会は、財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会及び市町村消防本部(署)

並びに新潟県防災局消防課へ行くこと。

工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催について（公告）

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり開催する。

平成24年 4 月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 講習の期日及び場所

講習区分	講習期日	講習会場
特殊消防用設備等	8月24日（金）	技術士センタービル
消火設備	7月24日（火）	新潟ユニゾンプラザ
	11月13日（火）	新潟ユニゾンプラザ
	11月20日（火）	ハイブ長岡
警報設備	7月25日（水）	新潟ユニゾンプラザ
	11月7日（水）	上越テクノスクール
	11月14日（水）	新潟ユニゾンプラザ
	11月21日（水）	ハイブ長岡
避難設備・消火器	7月26日（木）	新潟ユニゾンプラザ
	11月8日（木）	上越テクノスクール
	11月15日（木）	新潟ユニゾンプラザ
	11月22日（木）	ハイブ長岡

2 講習区分及び講習の対象となる消防設備士の種類

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
特殊消防用設備等	甲種特類
消火設備	甲種第1類、甲種第2類、甲種第3類 乙種第1類、乙種第2類、乙種第3類
警報設備	甲種第4類、乙種第4類、乙種第7類
避難設備・消火器	甲種第5類、乙種第5類、乙種第6類

3 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	2時間30分
(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	4時間
(3) 効果測定	30分

4 受講申請手続

(1) 受付期間

① 7月講習及び特殊消防用設備等講習

平成24年6月18日（月）から平成24年6月29日（金）まで

② 11月講習

平成24年9月7日（金）から平成24年9月21日（金）まで

(2) 受付場所

新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルⅡ2階 財団法人新潟県消防設備協会

(3) 必要書類等

① 受講申請書（講習区分ごとに提出する。）

② 写真1枚（申請書提出前6ヶ月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルで正面無帽上半身のもの。受講申請書の写真欄に貼付する。）

③ 受講手数料7,000円（新潟県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼付する。）

5 その他

(1) 受講案内書及び受講申請書配布場所

財団法人新潟県消防設備協会、新潟県防災局消防課、県内消防本部及び消防署

(2) 受講時に持参するもの

受講票、消防設備士免状、筆記用具

(3) 問い合わせ先

財団法人新潟県消防設備協会 電話025-284-2420

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年4月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 イチコ新井店

所在地 妙高市石塚町1丁目上川原520番地外

設置者 株式会社一小イチコ

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

・有限会社和香

（変更前）新井市美守2丁目3番12号

（変更後）妙高市美守2丁目3番12号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）株式会社みやしたほか2者

（変更後）株式会社モリキほか2者

3 変更年月日

2 (1) 平成17年4月1日

2 (2) 平成18年8月2日

4 変更の理由

2 (1) 住所表示の変更があったため。

2 (2) 小売業者の退店・入店があったため。

5 届出年月日

平成24年3月30日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

（なお、妙高市観光商工課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

平成24年4月10日から平成24年8月10日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年4月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 イチコ直江津ショッピングセンター

所在地 上越市下源入287-1外

設置者 株式会社一小イチコ

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

- ・株式会社ジーユー
(変更前) 株式会社GOVリテイリング
(変更後) 株式会社ジーユー

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

- ・株式会社モリキ
(変更前) 代表取締役社長 森 高明
(変更後) 代表取締役社長 楠 匡志

3 変更年月日

平成24年3月1日

4 変更の理由

小売業者の名称及び代表者の変更があったため。

5 届出年月日

平成24年3月30日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成24年4月10日から平成24年8月10日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年4月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イチコ高田南店・アメリカンドラッグ高田南店
所在地 上越市南本町2丁目15番1号
設置者 株式会社一小イチコ

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

- ・株式会社モリキ
(変更前) 代表取締役社長 森 高明
(変更後) 代表取締役社長 楠 匡志

3 変更年月日

平成24年3月1日

4 変更の理由

小売業者の代表者の変更があったため。

5 届出年月日

平成24年3月30日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成24年4月10日から平成24年8月10日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年4月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 イチコ糸魚川店

所在地 糸魚川市横町5丁目6番70号

設置者 株式会社一小さいコ

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

・株式会社モリキ

（変更前）代表取締役社長 森 高明

（変更後）代表取締役社長 楠 匡志

3 変更年月日

平成24年3月1日

4 変更の理由

小売業者の代表者の変更があったため。

5 届出年月日

平成24年3月30日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

（なお、糸魚川市産業部商工農林水産課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

平成24年4月10日から平成24年8月10日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子複写機による複写サービスの供給について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年4月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 案件名及び数量

電子複写機による複写サービス

仕様ア モノクロ機 複写速度A4横毎分40枚以上 6台

仕様イ モノクロ機 複写速度A4横毎分50枚以上 10台

仕様ウ モノクロ機 複写速度A4横毎分60枚以上 19台

仕様エ モノクロ機 複写速度A4横毎分75枚以上 33台

仕様オ	モノクロ機	複写速度A4横	毎分100枚以上	3台
仕様カ	カラー機	複写速度A4横	カラー 毎分40枚以上 モノクロ 毎分40枚以上	3台
仕様キ	カラー機	複写速度A4横	カラー 毎分50枚以上 モノクロ 毎分50枚以上	11台
仕様ク	カラー機	複写速度A4横	カラー 毎分70枚以上 モノクロ 毎分75枚以上	5台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成24年7月1日から平成28年6月30日までの48か月間

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札は複写片面1枚当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 県内に本社(本店)又は営業所等が所在する者であること。

(5) 当該契約に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスが確実に提供できることを証明できる者であること。

(6) 仕様に適合するサービスが提供できることを確認できる者であること。

(7) 本入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

4 入札、開札の日時及び場所

(1) 入札、開札の日時

平成24年5月14日(月) 午前9時から

(2) 開札場所

新潟県庁出納局会計検査課入札室

5 その他

(1) 入札保証金

契約希望金額に契約期間中における複写見込み枚数を乗じた金額を、契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

(2) 契約保証金

契約金額に契約期間中における複写見込み枚数を乗じた金額を、契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を平成24年5月1日(火)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。また、入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、磁気共鳴断層撮像装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成24年 4 月10日

新潟県立加茂病院長 高橋 芳右

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

磁気共鳴断層撮像装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年 3 月29日(金)

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課経営係

電話番号 0256-52-0701 内線208

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成24年5月29日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成24年6月5日(火)午前10時00分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Magnetic Resonance Imaging System(1.5tesla)[1]set

(2) Deadline for bid submission

June 5, 2012 10:00 A.M.

(3) For more information, contact;

Management Division, Department of Administration, Niigata Prefectural Kamo Hospital

*address: 1-9-1 Aomi-cho, Kamo-City, Niigata

〒959-1397

JAPAN

TEL 0256-52-0701 Ext. 208